

平成25年4月23日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第19号 臨時代理の承認を求めることについて
- 議第20号 草津市図書館協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第21号 草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第22号 草津市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則案

議第19号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年4月23日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、草津市立南草津図書館管理規則の一部改正および所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したから、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市立南草津図書館管理規則の一部改正および所属職員の人事異動について
草津市立南草津図書館管理規則の一部改正および所属職員の人事異動を行うに当たり、
教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対す
る事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次の
とおり臨時に代理する。

平成25年 3月27日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市立南草津図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成25年4月1日

草津市教育委員会委員長

草津市教育委員会規則第 8 号

草津市立南草津図書館管理規則の一部を改正する規則

草津市立南草津図書館管理規則（平成14年草津市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「必要に応じ、」の右に「副館長」を加える。

第5条の見出中「専決事項」を「専決事項等」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 館長が不在のときは、副館長がその事務を代決する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

草津市立南草津図書館管理規則（平成14年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市立南草津図書館管理規則 （職員）</p> <p>第3条 図書館に館長を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、<u>副館長</u>その他の職員を置くことができる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>（<u>館長の専決事項等</u>）</p> <p>第5条 館長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 図書館資料の選択、収集、管理および廃棄に関すること。</p> <p>(2) 図書館施設の管理に関すること。</p> <p>(3) 草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）別表第1号および第3号の課長の専決事項</p> <p>(4) その他前3号に掲げる事項に準ずる軽易な事項</p> <p><u>2 館長が不在のときは、副館長がその事務を代決する。</u></p> <p><u>3 前2項の事務であって重要もしくは異例または疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>○草津市立南草津図書館管理規則 （職員）</p> <p>第3条 図書館に館長を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>（<u>館長の専決事項</u>）</p> <p>第5条 館長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1) 図書館資料の選択、収集、管理および廃棄に関すること。</p> <p>(2) 図書館施設の管理に関すること。</p> <p>(3) 草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）別表第1号および第3号の課長の専決事項</p> <p>(4) その他前3号に掲げる事項に準ずる軽易な事項</p> <p><u>2 前項の事務であって重要もしくは異例または疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。</u></p>

人事異動内示

平成25年3月27日

草 津 市

新 任	旧 任	氏 名	備考 式
○ 副部長級			
総務部副部長（総括）	教育委員会事務局教育施設整備室長	竹村 徹	○
教育委員会事務局教育部副部長（総括）	教育委員会事務局教育部副部長（総括）兼学校給食センター所長	小寺 繁隆	解兼務 ○
教育委員会事務局教育施設整備室長	都市建設部道路課長	吉川 寛	昇格 ○
教育委員会事務局教育部副部長（学校給食担当）兼学校給食センター所長	草津市シルバー人材センター事務局長（産業振興部付副部長）	梅原 正雄	○
教育委員会事務局教育部副部長（街道交流担当）兼草津宿街道交流館長兼史跡草津宿本陣館長	草津宿街道交流館長兼史跡草津宿本陣館長	八杉 淳	昇格 ○
教育委員会事務局教育部副部長（学校教育担当）	教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	清水 康行	昇格 ○
○ 課長級			
総務部納税課長	教育委員会事務局教育総務課副参事	増田 高志	昇格
人権センター参事	教育委員会事務局スポーツ保健課参事	太田 正樹	
発達支援センター所長	教育委員会事務局スポーツ保健課長兼総合政策部企画調整課参事	横田 博紀	
産業振興部商業観光課長	教育委員会事務局教育総務課副参事	岡田 芳治	昇格
教育委員会事務局教育施設整備室参事	教育委員会事務局教育施設整備室副参事	河合 裕明	昇格
教育委員会事務局スポーツ保健課長兼総合政策部企画調整課参事	教育委員会事務局スポーツ保健課参事兼総合政策部企画調整課参事	高岡 良秀	補職替
図書館参事兼図書館副館長	図書館副参事	北相模 政和	昇格
図書館参事兼南草津図書館副館長	図書館副参事兼副館長	川端 恭子	昇格
教育委員会事務局学校教育課長兼人権センター参事	教育委員会事務局学校教育課参事	糠塚 一彦	補職替
教育委員会事務局学校教育課参事	教育委員会事務局学校教育課副参事	江南 嘉宏	昇格

新 任	旧 任	氏 名	備 考 式
○ 副参事級			
市民環境部市民課副参事	教育委員会事務局学校教育課副参事	山元 智恵	
志津幼稚園長	志津幼稚園教頭	北島 敬子	昇格
老上幼稚園長	子ども家庭部幼児課副参事	河井 明美	
山田幼稚園長	笠縫東幼稚園教頭	横田 敏子	昇格
教育委員会事務局教育総務課副参事	上下水道部上下水道総務課専門員	松浦 正樹	昇格
教育委員会事務局教育総務課副参事	健康福祉部介護保険課副参事	辻 智	
教育委員会事務局文化財保護課副参事	教育委員会事務局文化財保護課専門員	岡田 雅人	昇格
図書館副参事	南草津図書館専門員	二井 治美	昇格
○ 専門員級			
笠縫幼稚園教頭	笠縫幼稚園主任教諭	居松 由里	昇格
笠縫東幼稚園教頭	玉川幼稚園教頭	中川 珠紀	
都市建設部建築課専門員	教育委員会事務局教育施設整備室専門員	田村 貴司	
教育委員会事務局生涯学習課専門員	教育委員会事務局生涯学習課主査	長江 優人	昇格
教育委員会事務局スポーツ保健課専門員兼総合政策部企画調整課専門員	都市建設部交通政策課専門員	藤崎 篤	
教育委員会事務局学校教育課専門員	教育委員会事務局学校教育課専門員（新田教育集会所）	井上 忠之	解兼務
教育委員会事務局学校教育課専門員	上下水道部上下水道総務課専門員	山岡 恵子	
○ 主査級			
志津幼稚園主任教諭	老上幼稚園教諭	山川 貴子	
玉川幼稚園主任教諭	笠縫東幼稚園教諭	管 久美子	
教育委員会事務局生涯学習課主査	健康福祉部障害福祉課主査	橋本 安純	

新 任	旧 任	氏 名	備 考 式
図書館主査	南草津図書館主査	中村 卓之	
南草津図書館主査	図書館主査	濱 加代子	
○ 一般職級			
総務部税務課主任	教育委員会事務局スポーツ保健課主任	遠藤 敦	
市民環境部環境課主任	教育委員会事務局教育総務課主任	梅原 亮平	
市民環境部ごみ減量推進課主事	教育委員会事務局生涯学習課主事	保坂 詠美	
健康福祉部長寿福祉課主任	教育委員会事務局教育総務課主事	山下 友実	
草津保育所用務員	草津中学校用務員	後藤 千秋	
第五保育所主任保育士	志津幼稚園教諭	北出 麻理子	
中央幼稚園教諭	草津第二保育所副総括保育士	上野 麻美子	
矢倉幼稚園教諭	山田幼稚園教諭	力石 さやか	
老上幼稚園教諭	第六保育所主任保育士	山岸 知子	
老上幼稚園教諭	常盤幼稚園教諭	高木 美幸	
山田幼稚園教諭	大路幼稚園教諭	宇野 智子	
笠縫幼稚園教諭	玉川幼稚園教諭	坂田 初美	
教育委員会事務局教育施設整備室主任兼教育総務課主任	産業振興部農林水産課主任	木下 祥吾	
教育委員会事務局スポーツ保健課主任	総合政策部情報政策課主任	北川 智一	
図書館主任	上下水道部下水道課主任	中内 晴夫	

新規採用

新 任	氏 名	備 考
○ 一般職級		
志津幼稚園教諭	なかい あい 中井 愛	
大路幼稚園教諭	わたなべ 渡邊 まりえ	
老上幼稚園教諭	なかがわ ゆい 中川 惟	
玉川幼稚園教諭	たなか たくや 田中 琢也	
山田幼稚園教諭	こじま ゆり 小島 由里	
笠縫幼稚園教諭	のだ ようこ 野田 陽子	
常盤幼稚園教諭	たぶさ あやか 田房 彩花	
教育委員会事務局教育総務課主事	さいとう みさき 齋藤 美咲	

再任用(平成25年度新規)

新 任	旧 任	氏 名	備 考
新堂中学校		佐山 利子	

平成25年3月31日付退職者

職	氏名	役職名等
○副参事級	大澤 聡美	志津幼稚園長
	中島 眞里子	老上幼稚園長
	杉江 由紀子	山田幼稚園長
	寺尾 勢津子	笠縫幼稚園長
○専門員級	仲川 隆夫	図書館専門員
○一般職級	福地 理沙	笠縫幼稚園教諭
	佐山 利子	新堂中学校用務員

※解禁日：4月1日付 朝刊

（滋賀県教育委員会による異動分）

新 任	旧 任	氏 名
教育委員会事務局スポーツ保健課 参事	笠縫小学校教頭	みずの としあき 水野 敏昭
教育委員会事務局学校教育課参事	常盤小学校教頭	ふじの としや 藤野 利也
教育委員会事務局学校教育課副参 事	松原中学校教諭	ひめの けん 姫野 健
教育委員会事務局学校教育課副参 事	南笠東小学校教諭	にしむら ひろし 西村 洋
教育委員会事務局生涯学習課専門 員	高穂中学校教諭	ふ せ ひさゆき 布施 久幸
少年センター専門員	高穂中学校教諭	みかみ やすみ 三上 恭美
教育委員会事務局学校教育課専門 員	笠縫東小学校教諭	くすみ に お こ 楠見 丹生子
教育委員会事務局学校教育課専門 員（西一教育集会所）	草津中学校教諭	こじま のぶゆき 小嶋 延幸
教育委員会事務局学校教育課専門 員（新田教育集会所）	山田小学校教諭	やまもと かずき 山本 和樹
教育委員会事務局学校教育課専門 員（新田教育集会所）	松原中学校教諭	はぎはら のぶひろ 萩原 伸浩
（滋賀県教育委員会への復帰）		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局教育部理事	川那邊 正
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局生涯学習課参事	埴岡 美江子
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参 事	塚本 和代
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課副参 事	杉山 泰之
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局生涯学習課専門 員	安東 雅恭
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門 員	神戸 邦仁
滋賀県教育委員会	少年センター主査	北野 仁奈

※解禁日：4月1日付 朝刊

（滋賀県教育委員会による異動分）

新 任	旧 任	氏 名
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局スポーツ保健課 主査	築田 尚晃
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課主査 （西一教育集会所）	原田 雅彦
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課主査 （新田教育集会所）	齋藤 央

議第20号

草津市図書館協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年4月23日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市図書館協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
 次の者を、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館
 設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、草津市図書館協議会
 委員に委嘱および任命することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
学校教育関係者	宇野 和子	笠縫幼稚園園長 任命
家庭教育の向上 に資する活動を行 う者	田中 和美	草津市PTA連絡協議会 委嘱
	小寺 郁子	草津市PTA連絡協議会 委嘱

任期 平成25年4月23日～平成25年8月31日
 (今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間)

議第 21 号

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成 25 年 4 月 23 日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
 次の者を、草津市障害児就学指導委員会委員に委嘱および任命することにつき、草津市障害児就学指導委員会規則（昭和52年草津市教育委員会規則第12号）第4条の規定により、本委員会の議決を求める。

区 分	委嘱（任命）する者	備 考
1号委員	畑 憲一	元大津市ことばの教室指導員
	笠井 康史	草津市医師会（医師）
	服部 政憲	草津市医師会（医師）
	阿部セツ子	臨床心理士
	木村喜久子	特定非営利活動法人 草津手をつなぐ育成会
2号委員	細江 直人	滋賀県立草津養護学校教頭
	古日山守栄	滋賀県立草津養護学校教諭
	宮地 勤	滋賀県立聾話学校教頭
	山元 孝子	笠縫小学校長
	利倉 章	玉川中学校長
	宇野 和子	笠縫幼稚園長
	安岡 文代	老上中学校教諭
	大町 一仁	老上小学校教諭
	田中 詩子	老上中学校 通級指導教室教諭
	木戸脇美由紀	渋川小学校 通級指導教室教諭
	太田 恵	山田小学校 通級指導教室教諭
	三川 千種	南笠東小学校 通級指導教室教諭
	石本 潤子 島津 未帆 清水奈津子 森野 裕美 縄 洋祐	草津市ことばの教室指導員
3号委員	小川 絹子 中村 順子 田中 孝子 倉田 朋良	草津市発達支援センター

任期 : 平成25年5月1日～平成26年3月31日

議第 2 2 号

草津市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則案

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年草津市条例第9号）第2条第3号の規定に基づき定める、草津市教育委員会事務局職員の職務に専念する義務の免除については、草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成25年草津市規則第30号）の規定の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年草津市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第3号の規定に基づき、市長の事務部局の職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する市長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、またはその審理に出頭する場合
- (2) 法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをし、またはその審理に出頭する場合
- (3) 法第55条第8項の規定により適法な交渉を勤務時間中に行う場合
- (4) 法第55条第11項の規定により不満を表明し、または意見を申し出る場合
- (5) 公務災害補償に関し、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項による審査請求もしくは同条第2項および第3項の規定による再審査請求をし、またはその審理に出頭する場合
- (6) 草津市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年草津市公平委員会規則第5号）第2条の規定により苦情相談を行う場合
- (7) 国または他の地方公共団体の職員の職を兼ね、その職務に従事する場合
- (8) 市の特別職としての職を兼ね、その事務を行う場合
- (9) 市行政の運営上役員その他の地位につくことが特に必要と認められる団体の役員その他の地位につき、その事務を行う場合
- (10) 職務の遂行上必要な資格または免許に係る試験、講習等を受ける場合
- (11) 国、他の地方公共団体または公共的団体が主催し、または後援する講習会、研修会等に講師等として出席する場合
- (12) 職員の福利厚生を目的とする公共的団体の事業または事務に従事する場合
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合

(申請および承認)

第3条 職員は、職務に専念する義務の免除の承認を受けようとするときは、職務専念

義務免除申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、職務に専念する義務の免除を承認したときは、職務専念義務免除承認書（別記様式第2号）により当該職員に通知するものとする。

（承認の取消し）

第4条 市長は、職務に専念する義務の免除を承認した者について、その承認した期間の全部または一部をその者の職務遂行上適当でないと認めるときは、その承認の全部または一部を取り消すことができる。

（報告）

第5条 市長は、職務に専念する義務の免除を承認した場合において、必要があると認めるときは、当該職員に対し、必要な報告を求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第3条第1項関係）

職務専念義務免除申請書

年 月 日

草津市長 様

申請者 _____ ⑩

下記の理由により、
草津市職員の職務に関する義務の特例に関する条例第2条第 号
（および草津市職員の職務に関する義務の特例に関する規則第2条第 号）
に該当するので、同規則第3条の規定により申請します。

記

1 理 由 〃 のため

2 期 間 年 月 日 から 年 月 日まで
時 分 から 時 分まで

3 場 所
※ 研修の場合等

○ 所属長確認 _____ ⑩

職務専念義務免除承認書

第 年 月 日 号

所 属
氏 名 様

草津市長



職務専念義務の免除について
草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第 号の規定に基づき
下記のとおり職務に専念する義務を免除したので、草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

記

1 期 間 年 月 日 から 年 月 日まで
時 分 から 時 分まで

2 理 由

3 留意事項

平成25年4月23日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 平成25年度監査等実施計画について
- (2) 草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱について
- (3) 草津市いじめ問題対応マニュアルについて
- (4) 協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館のあり方について
- (5) 寄付受入れ報告について
- (6) 草津市立小中学校における学校問題対策委員会設置要綱について



監 発 第 4 2 号

平成25年4月1日

草津市教育委員会委員長 様

草津市代表監査委員

平成25年度監査等実施計画について（通知）

平成25年度監査等実施計画を別紙のとおり決定したので通知します。

平成25年度 監査計画

1 監査の基本方針

我国の景気は、当面、一部に弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、マインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待されている。

こうした中ではあるが、地方公共団体においては、引き続き厳しい経済財政環境であるとの認識のもと、事業全体の徹底した洗い直しや無駄の排除を行い、行財政の適切な運営が一層求められている。

平成25年度の監査にあたっては、現下の社会経済情勢を十分認識し、公正不偏の立場から、草津市監査委員監査規程に基づき、「市民の福祉の増進に役立っているかどうか」「最少の経費で最大の効果をあげているかどうか」「組織及び運営の合理化に努めているかどうか」「法令を遵守しているかどうか」を基本的な視点として、監査を実施する。

(1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から、監査を行う。

また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意する。

(2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から、監査を行う。

(3) 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる3Eの観点から、監査を行う。

(4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から、監査を行う。

(5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

2 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が合理的かつ効率的に行われているかについて、定期監査に合わせ随時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかについて審査を行う。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「平成25年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。

平成25年度監査等実施計画表

月	定期監査対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の監査	決算審査健全化法審査	例月出納検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども家庭部 教育委員会	4月下旬に実施 高徳中学校、常盤小学校、志津南小学校 矢倉小学校、玉川幼稚園、笠縫東幼稚園 常盤幼稚園、草津第二保育所、第五保育所					25日 (木)
5	人権政策部 まちづくり協働部 市民環境部 産業振興部 教育委員会 総合政策部	南笠東小学校 老上中学校 市民交流プラザ	老上、玉川、 志津南市民センター	新田会館 図書館 市民課			27日 (月)
6				情報政策課 危機管理課		↑ 水道計 一般会計 ↓	25日 (火)
7	総務部	税務課					25日 (木)
8	市民環境部 まちづくり協働部			生活安心課 廃棄物処理施設建設準備室 まちづくり協働課			26日 (月)
9							10月1日 (火)
10	健康福祉部		障害福祉課 介護保険課 地域包括支援センター		財援監査 (指定管理者)		28日 (月)
11	子ども家庭部 産業振興部 上下水道部 都市建設部 教育委員会	発達支援センター 農林水産課 下水道課		景観課 交通政策課 開発調整課	工事監査 (建築)		25日 (月)
12				学校教育課 生涯学習課 スポーツ保健課			25日 (水)
1	都市建設部 議会事務局 会計管理者		まちなか再生課 議事庶務課 会計課		財援監査 (補助金団体)		27日 (月)
2					工事監査 (土木) 財援監査 (補助金団体)		25日 (火)
3							25日 (火)

※ 定例議会開会中は事前調査期間とし、原則として定期監査は実施しない。

草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱

草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (9) 体育実技用具費 中学校の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手および垂れをいう。）、剣道着、竹刀および防具袋（以下「防具一式等」という。）で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費

第4条第2号ア(ウ)中「平成2年8月14日厚生省社第398号」を「平成22年8月6日厚生労働省発社援0806第2号」に改める。

第6条第4項中、「第2条第1項第7号」を「第2条第6号」に改める。

第9条に次の1項を加える。

- 4 受給者は、体育実技用具費に係る援助費の給付を受けるにあたっては、当該用具を購入したことまたは購入することを証する学校長の証明書を提出しなくてはならない。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

草津市就学援助費給付要綱（平成16年告示第75号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（給付対象経費）</p> <p>第2条 この要綱による援助費の給付の対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 体育実技用具費 中学校の保健体育の柔道または剣道の授業の実施に必要な用具のうち柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手および垂れをいう。）、剣道着、竹刀および防具袋（以下「防具一式等」という。）で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条（1）～（2）ア(キ)（略）</p> <p>ア(ク)生活福祉資金貸付制度要綱（平成22年8月6日厚生労働省発社援0806第2号）による貸付</p> <p>第4条（2）イ～第5条（略）</p>	<p>○草津市就学援助費給付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（給付対象経費）</p> <p>第2条 この要綱による援助費の給付の対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。</p> <p>(1)～(8)</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条（1）～（2）ア(キ)（略）</p> <p>ア(ク)生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号）による貸付</p> <p>第4条（2）イ～第5条（略）</p>

改正後 (案)	現行
<p>(給付の認否の決定)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第2条第6号に規定する新入学児童生徒学用品費等に係る援助費については、毎年4月20日までに前項の申請をした者で援助費の給付を決定したものに限り給付するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(給付の方法)</p> <p>第9条 受給者に対する援助費は、口座振替の方法により給付するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 受給者は、体育実技用具費に係る援助費の給付を受けるにあたっては、当該用具を購入したことまたは購入することを証する学校長の証明書を提出しなくてはならない。</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>(給付の認否の決定)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第2条第1項第7号に規定する新入学児童生徒学用品費等に係る援助費については、毎年4月20日までに前項の申請をした者で援助費の給付を決定したものに限り給付するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(給付の方法)</p> <p>第9条 受給者に対する援助費は、口座振替の方法により給付するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第10条～第13条 (略)</p>

草津市いじめ問題対応マニュアル

ストップ・いじめ・草津

学校、家庭、地域、みんなの力で、いじめをなくそう！！

草津市教育委員会

いじているかもしれないあなたへ

- いじめは絶対に許されません。今すぐに、やめなさい！
- いじめは、遊びともふざけとも違います。命にかかわる重大な問題です。
- いじめられてもしかたがない人は、どこにもいません。
- いじめる側から離れるための相談を、家の人や先生にしてみましょう。
- メールやネットで悪口を言うことも卑怯な行為です。



いじめに悩んでいるあなたへ

- ひとりでは悩んでいませんか？自分を責めていませんか？
- いじめられる側に責任はありません。いじめは絶対に許せません。
- あなたの周りにも、「いじめをなくしたい」と思っている人はたくさんいます。勇気をもって相談しましょう。
- 家の人、学校の先生、友だち、電話相談。自分を守ることは、恥ずかしいことではないのです。

いじめを見ているかもしれないあなたへ

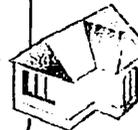
- ふざけているだけだと思っていないか？
- 自分がいじめられるかもしれないと気づいて見ぬふりをしていませんか？
- 今、起きているいじめを許さない勇気を出すことが、いじめのない集団をつくることになるのです。
- 自分で止められなくても、先生や他の友だち、家の人に相談することが、いじめをなくすことにつながります。
- 悪口を書いたメールが送られてきたり、ネットへの書き込みを見たら、すぐに大人に相談しよう。



保護者のみなさんへ

～「うちの子にかざって……」と思わずに
お子さんを守りましょう～

- お子さんがいじめられる側になることもいじめる側になることもあるかもしれません。
- いじめを絶対に許さない心を持つことは、家庭の大切な役割です。
- 親として、許せないことを、自信をもって子どもに伝えてください。
- 日頃から、子どもの心に寄り添い、ていねいに話を聴いてください。
- 子どもは、「親に心配をかけたくない」「仕返しがかわい」と悩み、打ち明けられずにいます。
- 子どもの変化で気づくことがあれば、学校の先生にすぐに相談してください。
- いじめは、いじめる子がいるから起きるのです。お子さんがいじめる側にならないように、しっかりと見守ってください。



学校の先生方へ

～ いじめを絶対に許さない
いじめられている子どもを守りとおす ～

- いじめを絶対に許さないことを、宣言する。
- 正義感と思いやりのある集団づくりに取り組み、いじめをしないさせない学校づくりを推進する。
- 日頃から、子どもの変化を見逃さないように、授業以外での子どもたちとのふれあいに努める。
- アンケートや教育相談をはじめとして、いつでも先生に相談できる環境を整えておく。
- 児童会や生徒会による、子どもたち自身のいじめ未然防止の取組を活性化する。
- 「わが校のストップいじめアクションプラン」を活用し、いじめが起きにくい仲間づくりをすすめる。
- いじめに気づいたり発見した場合は、他の先生方とチームを組んで、早期解決に全力で取り組む。
- 学校は、いじめを発見した時から、保護者の方に連絡して協力を求める。状況により、早期から警察連携を行う。

平成 25 年 3 月
草津市教育委員会

草津市いじめ問題対応マニュアル 目次

「ストップ・いじめ・草津 アクションプラン」

「いじめの認知から解消まで」

(1) いじめ問題の理解	P 1
(2) いじめ問題への対応	P 2
(3) 教職員のアクション	P 3
(4) 市教育委員会のいじめ問題対応の体制	P 5
(5) 市教育委員会のアクション	P 6
(6) 児童生徒のアクション	P 7
(7) ネット上のいじめへの対応	P 8
(8) 犯罪になる可能性のあるいじめ行為	P 9
(9) 子どもの自殺予防の取組	P 10
(10) 指導や対応のポイント	P 12
(11) 子どもからの SOS キャッチリスト	P 13
(12) いじめに関するアンケート (例)	P 14
(13) 保護者用リーフレット	P 16



ストップ・いじめ・草津 アクションプラン

“ALL草津”でいじめ問題に取り組む

草津市では、小中学校のすべての教職員がいじめ問題を正しく理解し、その解決に“ALL草津”で取り組んでいく。

小学校・中学校

「いじめを許さない宣言」

- ・未然防止の取組
- ・早期発見と早期解決
- ・全校体制の見守り継続
- ・PTA、保護者との連携
- ・教育委員会、警察、関係機関との連携

きめ細かな教育相談の実施

- ・定期的ないじめアンケートの実施
- ・全児童生徒への個別教育相談
- ・日常的な個人ノートや連絡帳の活用

正義感や規範意識を育てる授業

- ・わかる授業・魅力ある授業づくり
- ・道徳教育、人権学習の充実
- ・特別活動の体験学習、学校行事の工夫

児童会・生徒会の取組

- ・児童会・生徒会によるいじめを許さない宣言
- ・支え合う仲間づくりの活動
- ・児童会・生徒会による家庭や地域への啓発活動
- ・キャンペーン週間や集会等の取組

草津市教育委員会

- ・学校訪問による指導支援
- ・「いじめ対策検討委員会」の設置
- ・少年センター、教育研究所等の相談窓口の周知
- ・教職員研修による資質向上
- ・学校問題サポートチーム会議による緊急支援

家庭・地域

- ・学校と連携したあいさつ運動
- ・児童生徒が参加する地域行事の開催

警察・その他関係機関

- ・学校と警察との連携制度
- ・福祉や医療機関との連携

いじめの認知から解消まで

いじめ情報のキャッチ

いじめの発見・目撃 いじめのうわさ いじめの訴え

校内対策チームによる対応方針の決定と体制の確立

- 校長 教頭 生徒指導主事・主任 教育相談主任 学年主任 担任
当該学年教員 養護教諭 SC 部活動顧問 等
- 情報の整理 対応方針の決定 対応の役割分担

事実の究明

関係者からの聞き取り ⇒ 被害者 周囲の者 加害者の順に聞き取り

指導と支援

- 被害者 … 全校体制による継続的な見守りとケア
- 加害者 … アセスメントとプランニングによる指導および謝罪
- 周囲の者 … 全体指導による規範意識の育成および人間関係づくりの改善
- 保護者 … 家庭訪問による説明と対応への理解と協力
通信や懇談会・説明会により学校から積極的に情報発信

対応の展開

- 定期的なアンケートや個別教育相談による状況把握
- お互いを認め合う集団づくり・学級づくりの見直しと全校体制による当該学年および当該学級への支援
- 人権意識を高める道徳や特別活動等の実践
- 児童会・生徒会による「いじめをなくす取組」
- 教育委員会、警察、福祉や医療等の関係機関との連携
- PTAや地域懇談会での啓発や研修



いじめ問題の理解

(1) いじめ問題に関する基本的認識

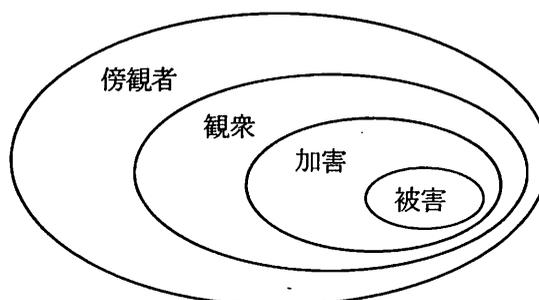
いじめは「どの学校にも、どの子どもにも起こり得る、命にかかわる重大な問題行動である」「いじめられている子どもを守りきる」ことを対応の基本的な認識として、全教職員による共通理解の徹底を図る。

(2) いじめをとらえる視点

平成18年に文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として定義を見直し、「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的苦痛を感じているもの」はいじめをとらえる、と変更された。しかし、従来の基準にあった「力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用で、攻撃（圧力）が一過性ではなく反復継続して行われる」という視点は、なお、いじめの本質を的確にとらえているといえる。いじめ問題にかかわる者は、被害側が加害側を訴える意欲を奪われている場合が少なくないことを理解する必要がある。

(3) いじめの構造

いじめは、被害側が日常にかかわりを持つ集団内で起きる。そのなかで、被害児童生徒は攻撃（圧力）を受け、他者との関係を断ち切られる。また、加害・被害の二者関係ではなく、行為をばやしたてる「観衆」と周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」という存在による「四層構造」で成立している。



(4) いじめの背景にある加害側の心理を読みとる

いじめている側に、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因として以下のものが挙げられる。

- ・心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消する）
- ・集団内の異質な者への嫌悪感情（基準から外れた者への嫌悪感や排除意識）
- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び（ゲーム）感覚やふざけ意識
- ・いじめの被害者になることへの回避感情



いじめ問題への対応

(1) いじめ問題に取り組む基本姿勢

「いじめは人間として許されない」という意識を一人ひとりの児童生徒に徹底させるとともに、教職員は「いじめられている児童生徒に非はない」という認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。認知後は、本人のケアと同時に学校全体の社会性を育む取組を行うことが大切である。

(2) 早期発見

いじめ発見のルートは、①本人からの訴え、②教職員による発見、③他の児童生徒、④保護者や地域の方々からの情報提供に大別できる。普段から、教職員間で児童生徒のことを話題にしている職員集団は、一人の教職員では見えにくい部分が補填されるため、児童生徒の状況把握と情報共有が早い。

多面的な情報から事実を把握し的確な対応を行うためには、協働的な生徒指導や教育相談の校内体制が機能していることが不可欠の前提となる。

(3) 早期対応（組織的対応）

管理職を中心とした校内対策チームを組織しておく。事案の認知後は、各ケースの対応方針を共通理解したうえで役割分担により、迅速な対応を進める。

被害（告発）児童生徒を守りきることを最優先し、ケアと安全確保に努める。保護者に学校の対応策を説明し了承を得ておく。

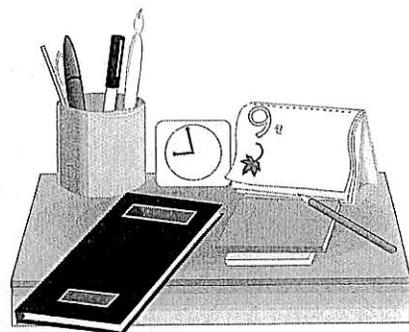
いじめは、力による指導だけでは解決しない。加害児童生徒が抱えている根本課題の解決と集団の規範意識の醸成を図る。対象事案が解決した後も、再発に備えて継続した見守りを行う。

事案内容によっては、早期から警察との連携協力を行う。

(4) いじめ対策としての予防的生徒指導の充実

いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、特別活動などの体験学習や、児童会・生徒会活動での自主的な活動を通して、児童生徒同士の結びつきを深め、社会性を育む教育活動を進める。

お互いの違いを認め合う集団づくりや学級経営が、いじめの抑止につながり、深刻な状況に陥ることを防ぐことになる。



教職員のアクション

(1) いじめを許さない学校づくり

① 人権尊重と規範意識の育成

教科教育、道徳教育、人権学習、体験学習、特別活動等の学校での教育活動のすべての領域において、人権意識と規範意識を醸成し、社会性を育む教育活動をすすめる。

- ② わかる授業、魅力ある授業を通して、生徒指導の機能である「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む。
- ③ いじめの問題には、「いじめを許さない」毅然とした態度で臨むことを児童生徒・保護者に宣言する。
- ④ いじめについて大人に相談することは正しい行為であることを指導し、悩みが相談できるよう、児童生徒との信頼関係づくりに努める。
- ⑤ 児童会・生徒会活動による「いじめをなくす取組」を支援し、適切な助言を与える。

(2) 早期発見と早期対応

- ① 定期的なアンケート調査（学期に1回程度）を行い、児童生徒の悩みや状況等の把握に努める。
- ② 個別の教育相談を実施する。また、担任以外の先生と相談できたり、常時相談できる場所を設定するなど、機会や方法の工夫を行う。
- ③ 休み時間や放課後等に、校内を巡回し、声かけを行い、児童生徒とのふれあいに努める。
- ④ 児童生徒の些細な変化や気になることについて、情報共有する場を日常的に設け、組織的な状況把握を行う。

(3) 組織体制の強化

- ① 「いじめ」をテーマにした生徒指導や教育相談の研修を重ね、教職員一人ひとりのスキルアップを図る。
- ② 過プレッシャー、過ストレスに陥る可能性が高い養育環境にいる児童生徒への予防的な関わりが、いじめの未然防止につながることを認識し、児童生徒のアセスメントを行う。
- ③ 「報告・連絡・相談」を機能させ、校内対策委員会を設置して対応方針を決定し、役割分担による組織対応を行う。
- ④ スクールカウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士、関係機関と連携協力できるように、日頃から情報共有を図る。
- ⑤ 学校だよりやホームページを活用し、「わが校のストップいじめアクションプラン」をはじめとした「いじめ問題への取組」を、保護者や地域に発信し、理解と協力を得るよう努める。

(4) 認知後の対応

- ① 緊急対応できるように、校内対策チームにおいて協議し、具体的な対応策を立てる。
- ② 事案および対応方針を職員周知し、役割分担によって組織対応する。学校の対応について加被害双方の保護者に説明し理解と協力を求める。
- ③ 被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導を行い、当該事案を解消する。被害側の気持ちに寄り添いながら、学級や学校全体への指導を行う。
- ④ 認知後から、市教育委員会と適切に連絡をとり、必要な支援を受ける。内容によっては、早期段階から警察との連携を行う。

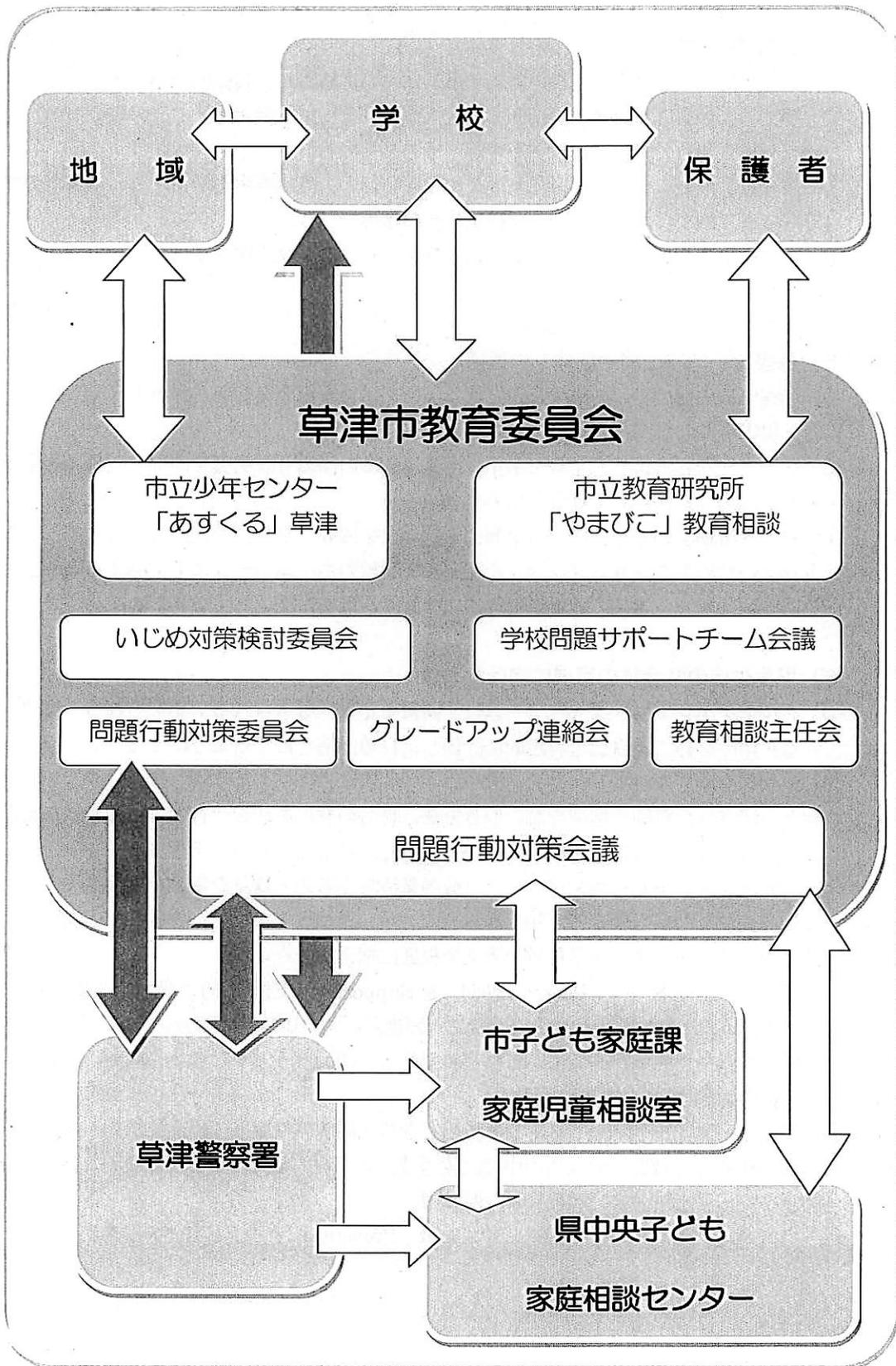
(5) 保護者や地域・関係団体との連携

- ① 加害児童生徒のアセスメントとプランニングによる指導を行い、保護者との連携のもと、根本課題の解消に努める。
- ② ケースや内容により、学級や学年、学校単位での保護者説明会を開催し、事案と学校の対応について報告して理解と協力を求める。
- ③ PTA活動でいじめに関する研修会や懇談会を開催したり、公民館等に「わが校のストップいじめアクションプラン」を配布し、学校のホームページにも掲載するなど、いじめ問題に対する学校の取組を積極的に保護者や地域に発信しておく。

(6) 児童生徒の社会性の育成に向けた取組

- ① グループエンカウンター … 教員や同級生から「尊重される、認められる、褒められる」体験を経て、自己を肯定的に評価し、自尊感情を持てるようにする。
- ② ソーシャルスキルトレーニング … 人間関係についての基本的な知識、相手の表情等から隠された意図や感情を読み取る方法、自分の意思を状況に合わせて相手に伝えること、対人問題の解決方法などについて説明し、日常生活の中で実践する。
- ③ アサーショントレーニング … 自分の気持ちや考え・意見を率直かつ適切なやり方で自己表現しながら、自分と相手とともに尊重しつつコミュニケーションを図る方法を身につける。あくまで相互尊重の考えを根底に据える。
- ④ ピア・サポート … Peer＝「仲間」をSupport＝「支援する」。異学年交流を通じ、「お世話される体験」と、成長した後に「お世話をする体験」の両方を経験し、「自己有用感」を獲得させる。同時に、自ら進んで他者と関わろうとする意欲や必要な能力を、仲間との活動によって培う。
- ⑤ ピース・メソッド … ストレス要因となる人間関係や環境に焦点を当て、友人とのかかわりの場を教育活動全体の中で位置づけ、ストレスを減らすことにより、いじめを防止する。(生徒指導の年間計画に組み込む)
- ⑥ CAPプログラム … Child Assault Prevention＝「子どもへの暴力防止」

市教育委員会のいじめ問題対応の体制



市教育委員会のアクション

(1) 学校教育への日常的な支援

- ① 学校訪問等による「いじめのない学校づくり」、「生徒指導体制づくり」、「教育相談体制づくり」等に向けて指導助言を行う。
- ② 「学校におけるいじめ問題への対応の点検」を草津市小中学校生徒指導主事主任会で定期的に行う。
- ③ グレードアップ連絡会や教育相談主任会で、社会福祉士や精神保健福祉士等のスーパーバイザーから助言を行う。
- ④ 児童会・生徒会活動によるいじめをなくす取組を支援する。

(2) 緊急時の学校への支援

- ① 被害児童生徒の保護を最優先に対応する。
- ② 指導主事やスーパーバイザーを派遣し、いじめの解消に向けての指導助言を行う。
- ③ いじめが暴行や恐喝等の犯罪行為に及んでいる場合は、学校とともに速やかに草津警察署および滋賀県中央子ども家庭相談センターとの連携を行う。
- ④ 加害児童生徒の出席停止も視野に入れた指導や支援を行う。
- ⑤ 学校教育課内に「いじめ対策検討委員会」を設置し、学校の対応や取組について指導助言を行う。
- ⑥ 学校問題サポートチーム会議で協議し、弁護士や精神保健福祉士から助言を行う。

(3) 相談体制を整える

- ① 児童生徒や保護者が、学校以外にも相談できるように、教育研究所、少年センター、学校教育課での相談体制を整える。
- ② 児童生徒に「ストップ・いじめ・草津」のアピール文を配布し、電話相談等の相談窓口の周知に努める。



(4) 研修会等の充実

- ① 校長会、教頭研修会、学校経営管理研修会、生徒指導および教育相談担当者会での研修を充実させ、教職員の資質向上に資する。
- ② 指導主事等が校内研修会に参加し、指導助言を行い、教職員の資質向上に資する。

(5) 広報活動の充実

- ① 保護者向けリーフレット「ストップ・いじめ・草津」を小中学校の保護者に配布し、啓発を行う。
- ② 市教育委員会ホームページにリーフレットを掲載し、相談窓口の周知を図る。

児童生徒のアクション

(1) 認め合い・支え合う集団づくり

- ① 大きな声で気持ちのよいあいさつをする。
- ② 他人の失敗を笑ったり、悪口を言うなど、自分がされていやなことはしない。
- ③ 誰に対しても暴力はふるわない。無視したり、いやがらせをしたりしない。
- ④ お互いのよいところ、個人の違いを認め合う。
- ⑤ いやなことは、はっきりと断る。断りきれない場合は、先生や保護者に相談する。
- ⑥ 元気がない様子の友だちがいたら、声をかけてみる。
- ⑦ いじめを目撃したり、うわさを聞いた場合は先生や保護者に知らせる。

(2) 児童会・生徒会活動に積極的に取り組む

- ① 自分たちの学校をよりよくするため、仲間づくりやいじめをなくすための活動に積極的に取り組む。
- ② スローガンを決め、児童会・生徒会として宣言する。
- ③ ポスターや標語を作成し、校内掲示して啓発に取り組む。
- ④ いじめをなくす活動の強調週間や集会を開催し、学年や学級間で取組を交流する。
- ⑤ キャンペーンリボンや缶バッジ、ステッカー等を作成し、強調週間や集会、ピアサポート活動等に活用する。
- ⑥ 学校行事などで異年齢集団による活動を取入れる。
- ⑦ 地域の行事に積極的に参加する。
- ⑧ PTAや地域の方と連携して「あいさつ運動」「校区内の美化活動」「資源回収活動」等に取り組む。
- ⑨ 児童会・生徒会が通信を作成し、いじめをなくす取組を保護者や地域に発信する。

(3) ネット上のいじめについて

- ① 誹謗中傷やなりすましメール、本人に許可なく写真を撮るなど、人権侵害や犯罪につながる行為は絶対にしない。
- ② 有害サイトにはアクセスしない。
- ③ 身に覚えのない請求を受けた場合は、必ず保護者に相談する。
- ④ 家庭で、携帯電話の使用についてのルールを決め、フィルタリングサービスを利用するなどのマナーを守って使用する。
- ⑤ 携帯電話は学校でのルールを守り、学校に持ちこまない。
- ⑥ ネット上でトラブルが起きた場合は、先生や保護者に相談する。



ネット上のいじめへの対応

(1) 携帯電話に関する基本的認識

- ① 家庭の判断で持たせ、家庭のルールのもとで利用する。学校外で利用するものであり、学校における教育活動に必要ではないことから、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みは禁止とすることを児童生徒・保護者に周知する。
- ② 学校は、ネット上のトラブル未然防止のために、児童生徒への情報モラル教育を実施し、保護者への啓発活動を積極的に行う。

(2) ネット上でのいじめ発生時の対応

- ① 携帯電話は家庭で管理するものではあるが、いじめについては、起きた場所を校内外問わないという定義に基づき、相談を受けた場合は学校が対応する。
- ② いつ、誰（個人、複数、他校生、卒業生、少年、社会人等）がかかわっているのか、対外的な問題か、緊急性や危険性、いたずらか犯罪か、学校で対応可能か、被害の拡大する可能性等について具体的に検討し、学校としての対応策を決める。
- ③ スクールカウンセラー等とも連携し、被害児童生徒へのケアを行う。
- ④ 加害者の特定に努め、校内であれば指導するとともに、保護者との連携を図る。
加害者が校外の者であった場合は、当該校と連携して指導を行う。相手側が小中学生ではない場合は、速やかに警察連携を行う。
- ⑤ ネット詐欺や性犯罪等、いじめを超えた犯罪被害に遭っている場合には、早急に警察に相談して対応する。



(3) 被害拡大の防止

- ① 書き込み内容の確認と証拠保全
誹謗中傷や写真などの書き込み内容を確認し、掲示板のアドレスやメール送信元のアドレス、メール本文や写真を保存もしくはプリントアウトする。
- ② 掲示板の管理責任者（プロバイダ）に削除依頼
掲示板のアドレスを記録 ⇒ 検索エンジン（YahooやGoogle）で「ドメイン検索」と打ち込み、「IP ドメイン SEARCH」を立ち上げる ⇒ 掲示板のアドレスを入力する ⇒ 英文で表示されたプロバイダから氏名、電話番号を読み取る ⇒ プロバイダに電話し、削除要請する

○ 相談窓口（緊急の場合は、警察に通報）

- ・ (財) インターネット協会「インターネット・ホットラインセンター」（無料）
<http://www.internethotline.jp/>
- ・ (社) テレコムサービス協会「違法・有害情報センター」（無料）
<http://www.ihaho.jp/>

犯罪になる可能性のあるいじめ行為

(1) 犯罪行為に関する基本的認識

- ① いじめについては、その行為の態様により、傷害、強制わいせつ、恐喝、強要、窃盗、器物損壊、名誉毀損、脅迫、侮辱等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ② 学校内における犯罪行為に対しては、早期に警察へ相談し、警察連携した対応をとることについて、年度当初から児童生徒・保護者・地域に周知を図り、理解を求めている。
- ③ 児童生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。



(2) いじめが抵触する可能性がある刑罰法規

- ① 強制わいせつ (刑法第 176 条) : 13 歳以上の男女に対し、暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をする。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をする。
- ② 傷害 (刑法第 204 条) : 人の身体を傷害する。
- ③ 暴行 (刑法第 208 条) : 傷害に至らない暴行を加える。
- ④ 強要 (刑法第 223 条) : 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害する。
- ⑤ 窃盗 (刑法第 235 条) : 他人の財物を窃取する。
- ⑥ 恐喝 (刑法 249 条) : 人を恐喝して財物を交付させる。
- ⑦ 器物損壊等 (刑法第 261 条) : 他人の物を損壊し、又は傷害する。

(3) ネット上の書き込みが抵触する可能性がある刑罰法規

- ① 名誉毀損 (刑法第 230 条) : 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損する。
(その事実の有無にかかわらず)
- ② 侮辱 (刑法第 231 条) : 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱する。
- ③ 脅迫 (刑法 222 条) : 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し、害を与える旨を告示して脅迫する。
- ④ 威力業務妨害 (刑法 234 条) : 威力を用いて人の業務を妨害する。

○ 相談窓口 (緊急の場合は、警察に通報)

- ・草津市立教育研究所「やまびこ教育相談」TEL : 563-1270 (月～金 9:30～17:00)
- ・草津市立少年センター「あすくる草津」TEL : 562-0594 (月～金 9:30～16:00)
- ・大津地方法務局「子どもの人権 110 番」TEL : 0120-007-110 (月～金 8:30～17:15)
- ・草津警察署 (生活安全課) TEL : 077-563-0110
- ・滋賀県子ども・子育て応援センター「こころんだいやる」
TEL : 077-524-2030 (9:00～21:00) 0570-078-310 (21:00～9:00)
- ・一般社団法人 社会的包摂サポートセンター「よりそいホットライン」
TEL : 0120-279-338 (24 時間 通話料無料)

子どもの自殺予防の取組

(1) 自殺のサイン

○ 自殺の危険因子

- ① 自殺未遂歴 … 死に直結しない自傷行為の放置や見逃し
- ② 心の病 … うつ病、統合失調症、人格障害、薬物乱用、摂食障害など
- ③ 安心感のもてない家庭環境 … 虐待、保護者・家族の精神疾患、家族の不和、保護者の過保護・過干渉など
- ④ 独特の性格傾向 … 未熟・依存的、衝動的、極端な完全癖、抑うつ的、反社会的な自己破壊傾向
- ⑤ 喪失体験 … 死別（特に自殺）、病気、けが、予想外の失敗など、自分にとってかけがえのない人や物や価値を失う。
- ⑥ 孤立感 … 子どもは、人間関係が学校と家庭に限られているため、その中で問題（友人間のあつれき、いじめ等）が起きると、大人では考えられないストレスを抱える。孤立感はストレスに比例する。

(2) 自殺直前のサイン

○ 危険因子が多くみられる子どもに、いつもと違った顕著な行動変化が現れた場合は、サインととらえて対応する。

- ① 無気力感を漂わせる。集中力がなくなる。
- ② 成績が急落し、投げやりな態度が目立つようになる。
- ③ 健康や自己管理がおろそかになり、不眠や食欲不振、体重減少などの身体の不調を訴えることが増える。
- ④ 自分より弱い立場の子どもや動物をいじめたり虐待したりする。あるいは、自傷行為を繰り返すようになる。
- ⑤ 学校を休みがちになり、徐々に引きこもりの傾向をみせる。
- ⑥ 家出や放浪を繰り返す。
- ⑦ アルコールや薬物の乱用、乱れた性行動に及ぶ。
- ⑧ 過度に危険な行為に及び、実際に大けがをする。
- ⑨ 自殺をほのめかし、自殺計画を具体的に考えるなど、自殺にとらわれる。

(3) 対応の原則

○ TALK の原則（基本的には大人への対応原則）

- Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。
- Ask : 「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる。
- Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する。
- Keep safe : 安全を確保する。一人にしないで寄り添い、他からの適切な支援を受ける。

(4) 研修会等の充実

- ① 問題に気づいた人が、問題を全体に投げかけられる体制の整備
- ② 教育相談担当と養護教諭が連携の中心
- ③ 教育相談担当と生徒指導担当・特別支援教育コーディネーターとの連携
- ④ 一人で抱えこまないチーム対応体制の整備
- ⑤ 継続的な情報交換体制（部会や対策委員会）の整備
- ⑥ 事例検討会等による教職員の研修や対応マニュアルの作成
- ⑦ スクールカウンセラーとの連携
- ⑧ 医療、心理、福祉等の専門機関との連携

※ 学校におけるもっとも本質的な自殺予防は、教師にとっても子どもにとっても「心の居場所」となるような学校づくりを目指すことである。

(5) 自殺が起きてしまった場合の緊急対応

- 状況の把握（市教育委員会から該当校に職員を派遣）
 - ① 客観的な事実を正確に把握する。学校および教育委員会の対応経過を時系列で記録しておく。
 - ② 自殺かどうかは、学校や教員が判断しないよう注意する。
- 当面の対応（状況把握が十分できないままでも始めること）
 - ① 現場での緊急処置、居合わせた子どもへの対応、外部からの問い合わせへの対応、教育委員会や警察との連携、スクールカウンセラーの要請、報道への対応、保護者会の準備が必要となる。
 - ② 校長、担任、遺族との窓口担当による遺族への訪問を行い、遺族の気持ちに寄り添った対応を行う。
 - ③ 学校の日常活動の回復と自殺の連鎖（後追い）防止のための学校再開方針の決定。
- 危機時の校内役割分担（平時に決めて備えておく：適材適所）
 - ① 個別担当 … 遺族対応の窓口
 - ② ケア担当 … 子どものケアを統括
 - ③ 保護者担当 … 保護者会の開催やPTA役員との連携を担当
 - ④ 学校安全担当 … 校長、教頭の補佐、警察との連携
 - ⑤ 情報担当 … 各担当から入る情報の集約
 - ⑥ 報道担当 … 報道関係者への窓口
 - ⑦ 総務担当 … 学校再開を統括

※ 危機時には管理職や一部の教員に負担が大きくなるので、市教育委員会から県教育委員会に支援要請することもある。



指導や対応のポイント

(1) アセスメントとプランニング

- ① ケースのアセスメント（いじめの構造と背景・原因、子どもたちの関係性、個々の子どもの特性と環境的要因・背景）を行う。
- ② 子どもの最善の利益実現のため、被害者、加害者、周囲の子ども、学級、学年、学校、保護者等への指導・対応のプランニングを行う。

(2) 事実把握のための聞き取りや調査

- ① 被害者からの聞き取り
 - ・まず、被害者から個別に聞き取る。日時や場所、被害状況、言葉のやりとりを具体的に聞く。
 - ・相談しても大丈夫であるという安心保証のメッセージを送る。
 - ・被害側保護者に、学校として対応することを伝える。
- ② 加害者からの聞き取り
 - ・数人の教職員が、個別に同じ内容で同時に聞き取り、すり合わせを重ねて事実の有無を認定する。
 - ・事実が食い違う部分については、学校が情報を総合的に判断して、主体的に事実認定する。
- ③ 周囲の児童生徒からの聞き取り
 - ・今後の再発防止と被害児童生徒のケアを目的として調査することを伝える。
 - ・短時間で記入できるアンケート形式の調査用紙等を用いて調査する。（無記名の場合は載者が特定できるよう回収方法を工夫する）
 - ・気になるアンケートを書いた児童生徒に、時間と場所を変えて個別に聞き取る。

(3) 調査後の対応

- ① 加害児童生徒に、いじめは人権侵害であることを具体的に伝え、問題点をわかりやすく指導し、被害側に非がないことを理解させる。
- ② 加害者の保護者に対して、問題点を説明し、学校の指導方針に理解と協力を得る。
- ③ 被害児童生徒のケアについて、学校の見守り体制やスクールカウンセラー等の第3者機関のカウンセリングを提示する。
- ④ 加被害双方の保護者からの学校への苦情や要求に振り回されず、子どものために何が必要か、学校にできることとできないことは何かを明確にして、どういうところを目標にするかを、保護者に提示して協力を求める。



子どもからのSOSキャッチリスト

●登下校時

- 遅刻、早退、欠席が増える。
- 表情がなくうつむきがちで、声をかけても返答がない。あるいは、声が小さい。
- 帰りの会后、すぐに下校する、あるいは用事がないのに下校しようとしなない。

●授業時間

- 始業後、遅れて入室することが増える、あるいは入室しない。
- 保健室やトイレに行きたがる。
- 発言に対して冷やかしかや冷笑が起きる。または、無反応が続く。
- 配布物が渡されなかったり、提出物が回収されていなかったりする。
- グループ活動で一人離れていたり、グループ分けで孤立しがちである。
- 意欲がみられなくなり、忘れものが増え、提出物が出なくなる。

●休み時間

- グループで遊ぶ時に、常に準備や片付けを一人でしている。
- グループから離れ、一人で過ごすようになる。
- 職員室の近くに一人でいることが増え、教室や廊下でも教員の近くにいる。
- 遊ぶ仲間が変わった。

●昼食時間および清掃時間

- グループで食べる時に、周りとは席を離している。あるいは、一人で食べている。
- 周りの子どもが、その子に配膳されるのをいやがる。
- メニューによって、極端な盛り付けや意図的な配膳忘れをされる。
- 食べ物自体にいたずらされる。
- 掃除が終わっても机や椅子が運ばれていない。
- 常に、人の避けたがる役割を、一人で担当している。

●部活動やクラブ活動

- 準備や後片付けを一人でしている。
- 突然、部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと訴える。

●学校生活全般

- 体に関する悪口や能力を否定する悪口や、いやなあだ名をしつこく言われている。
- 教科書やノート、文具類、体操服や靴などが隠されたり、紛失したりする。
- 机や持ちもの、作品や掲示物に落書きされたり、破損されたりする。
- 特定の子どもを避けたり、持ちものに触れるのをいやがる。また、自分の持ちものに触れられるのをいやがる。
- 休み時間前にはなかった衣服の汚れや破損、手や顔に小さな擦り傷がみられるが、理由があいまいである。
- ネット上で、中傷されている。

いじめに関するアンケート（例：小学校用）

◎ ○○小学校では、いじめのないみんなと学び合い助け合いきたえ合う学校づくりをすすめています。このアンケートは、みなさんが安心して学校生活がおくれるようにするためのものです。こたえが他の人に知られることはありませんので、しつもんにご答えてください。

_____年 組 男 ・ 女

◎ あてはまるところの（ ）に○をつけたり、その他に書いたりしてください。

1. あなたは、今年（今の学年）になってからいじめられたことがありますか？

ある（ ） ・ ない（ ）

2. 「ある」に○をつけた人だけに聞きます。（いくつ○をつけてもかまいません）

① どのような「いじめ」をされましたか？

- | | |
|----------------------|-------------------|
| （ ） わる口、からかい | （ ） むし、なかまはずれ、かげ口 |
| （ ） おどかさされて命令される | （ ） ものをかくされる |
| （ ） たたかれる、けられる | （ ） お金や持ちものをとられる |
| （ ） いやがらせの電話や手紙をかかれる | |
| （ ） 持ちものに落書きされる | （ ） しごとをおしつけられる |
| （ ） その他…（ | ） |

② 何回くらいされましたか？

- （ ） 1回 （ ） 2～4回 （ ） 5回以上

③ だれかに相談しましたか？

- （ ） お母さん、お父さん （ ） きょうだいしまい （ ） 友だち
（ ） 先生 （ ） その他…（ ）
（ ） だれにもそうだんしていない

3. あなたの友だちやまわりの人で、今いじめられている人はいますか？

- （ ） いる （ ） いない （ ） わからない

4. 先生にそうだんしたいことはありますか？

- （ ） ある （ ） ない

ありがとうございました

いじめに関するアンケート（例：中学校用）

- ◎ いじめを許さない〇〇中学校づくりを進めていくために、みなさんの中のちょっとした不安な気持ちを持つ人の思いが先生に少しでも届くように、アンケートを実施します。回答内容が外部にもれることはありませんので、質問に答えてください。

年 組 男 ・ 女

問1. 次の行為はいじめだと思いますか。いじめだと思うときは、はいに○を、いじめだと思わないときは、いいえに○をしてください。

- | | |
|--|----------|
| ① 言葉や文字によるひやかし・からかいをされる | はい ・ いいえ |
| ② 持ち物を隠される | はい ・ いいえ |
| ③ 無視される | はい ・ いいえ |
| ④ わけもなくたたかれたり、蹴られたり押されたりする | はい ・ いいえ |
| ⑤ 掃除や当番の仕事を押しつけられる | はい ・ いいえ |
| ⑥ 傷つくメールが送られてきたり、プロフに書き込まれたりする | はい ・ いいえ |
| ⑦ 「〇〇くん」「〇〇さん」と遊ぶのをやめようなどと、仲間はずれにすることを、自分がいないところで友だちが話し合っている | はい ・ いいえ |
| ⑧ 嫌なことを書いたメモを回されたり、渡される | はい ・ いいえ |

問2. 問1①～⑧の行為以外で、いじめだと思う行為があれば書いてください。

問3. (1) あなたは、いじめられたことがありますか。

ある ・ ない

(2) (1)で「ある」と答えた人は、誰かに相談したことがありますか。

ある ⇒ 友だち 先生 親 その他 ()

ない

問4. あなたの友だちなどあなたの周りで、いじめのためにつらい気持ちで過ごしているような人はいませんか。

いる ⇒ できれば誰か教えてください ()

いない

問5. いじめについて思うことを書いてください。

ありがとうございました

保護者用リーフレット（表）

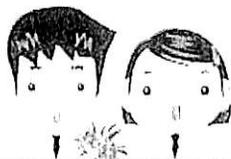
ストップ・いじめ・草津

学校、家庭、地域、みんなの力で、いじめをなくそう！！

草津市教育委員会

いじめているかもしれないあなたへ

- いじめは絶対に許されません。今すぐに、やめなさい！
- いじめは、遊びともふざけとも違います。命にかかわる重大な問題です。
- いじめられてもしかたがない人は、どこにもいません。
- いじめる側から離れるための相談を、家の人や先生にしてみましょう。
- メールやネットで悪口を言うことも卑怯な行いです。



いじめに悩んでいるあなたへ

- ひとりで悩んでいませんか？ 自分を責めていませんか？
- いじめられる側に責任はありません。いじめは絶対に許せません。
- あなたの周りにも、「いじめをなくしたい」と思っている人はたくさんいます。勇気をもって相談しましょう。
- 家の人、学校の先生、友だち、電話相談、自分を守ることは、恥ずかしいことではないのです。

いじめを見ているかもしれないあなたへ

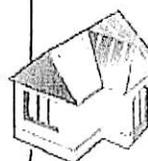
- ふざけているだけだと思っいませんか？
- 自分がいじめられるかもしれないと思って、見て見ぬふりをしていませんか？
- 今、起きているいじめを許さない勇気を出すことが、いじめのない集団をつくることになるのです。
- 自分で止められなくても、先生や他の友だち、家の人に相談することが、いじめをなくすことにつながります。
- 悪口を書いたメールが送られてきたり、ネットへの書き込みを見たら、すぐに大人に相談しよう。



保護者のみなさんへ

～「うちの子にかぎって……」と思わずに
お子さんをしっかりと見守りましょう～

- お子さんがいじめられる側になることもいじめる側になることもあるかもしれません。
- いじめを絶対に許さない心を育てることは、家庭の大切な役割です。
- 親として、許せないことを、自信をもって子どもに伝えてください。
- 日頃から、子どもの心に寄り添い、ていねいに話を聴いてください。
- 子どもは、「親に心配をかけたくない」「仕返しがかっこいい」と悩み、打ち明けられずにいます。
- 子どもの変化で気になることがあれば、学校の先生にすぐに相談してください。
- いじめは、いじめる子がいるから起きるのです。お子さんがいじめる側にならないように、しっかりと見守ってください。



学校の先生方へ

～ いじめを絶対に許さない
いじめられている子どもを守りとおす ～

- いじめを絶対に許さないことを、宣言する。
- 正義感と思いやりのある集団づくりに取り組み、いじめをしないさせない学校づくりを推進する。
- 日頃から、子どもの変化を見逃さないように、授業以外での子どもたちとのふれあいに努める。
- アンケートや教育相談をはじめとして、いつでも先生に相談できる環境を整えておく。
- 児童会や生徒会による、子どもたち自身のいじめ未然防止の取組を活性化させる。
- 「わが校のストップいじめアクションプラン」を活用し、いじめが起きにくい仲間づくりをすすめる。
- いじめに気づいたり発見した場合は、他の先生方とチームを組んで、早期解決に全力で取り組む。
- 学校は、いじめを発見した時から、保護者の方に連絡して協力を求める。状況により、早期から警察連携を行う。



保護者用リーフレット（裏）

解決の方法は必ずどこかにあります

一人で悩まないで、相談しましょう！

担任の先生に、保健室の先生に、保護者の方に相談しましょう。その他にも相談できるところはたくさんあります。守ってくれるところは、必ず見つかります。
相談することで、少しは気持ちが楽になって、解決に向かうことができるかもしれません。
近くの大人に相談できない時は、考え込まないで、次の相談機関に電話してみましょう。

「いじめ」のサインを見逃さないために ～ こんな様子が気になったら ～

- 学校の話をするようになる
- 友だちのことを話さなくなる
- 急に学習意欲がなくなる
- 急に食欲がなくなる
- 感情の起伏が激しくなり、きょうだいや物にあたりちらす
- 登校時に頻繁に体調不良を訴える
- 衣服の汚れや持ち物の破損や紛失が目立つようになる
- 怪我や体の傷が不自然に多くなる
- 携帯電話から離れなくなる
あるいは電話やメールを受けた後に落ち着きがなくなる
- 不自然な時間に友だちから呼び出される
- 人に物を貸すことが多くなる
- 急に金遣いが荒くなり、家のお金を持ちだす

大津地方検察局 子どもの人権110番

0120-007-110
（月曜日～金曜日、8:30～17:15）
いじめや児童虐待など、子どもの人権問題に関する相談に対応します。

滋賀県子ども子育て応援センター 「こころん だいやる」

077-524-2030（9:00～21:00）
0570-078-310（21:00～9:00）
いじめや学校のことでいろいろな悩みの相談を聞きます。

草津市教育委員会学校教育課

077-561-2430
（月曜日～金曜日、8:30～17:15）
学校に相談しにくい問題や、いじめ等の相談に対応します。

草津市立教育研究所 やまびこ教育相談

077-563-1270
（月曜日～金曜日、9:30～17:00）
学校に相談しにくい問題、いじめや不登校に関する相談等に対応します。

草津市立少年センター あずくる草津

077-562-0594
（月曜日～金曜日、9:30～16:00）
学校生活、家庭生活でのいじめや青少年の問題に関する相談に対応します。

草津警察署（生活安全課）

077-563-0110
非行問題や、事件被害等の相談に対応します。

【参考資料】

- ・「いじめ問題に対する取組事例集」
文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター 平成19年2月
- ・「生徒指導提要」
文部科学省 平成22年3月
- ・生徒指導支援資料「いじめを理解する」
文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター 平成21年4月
- ・生徒指導支援資料2「いじめを予防する」
文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター 平成22年6月
- ・生徒指導支援資料3「いじめを減らす」
文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター 平成23年6月
- ・「親子のためのネット社会の歩き方」
財団法人コンピュータ教育開発センター 平成21年度改訂版
- ・「教師と生徒が知っておきたい 子どもの自殺予防」
文部科学省 平成21年3月
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年3月
- ・「ストップいじめアクションプラン」
滋賀県いじめ対策チーム委員会議 平成24年1月改訂版

協働のまちづくり推進 に向けた今後の公民館 のあり方について

平成25年3月

草津市社会教育委員会議

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 協働のまちづくりを進めるうえで、今後必要な講座や
事業等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 その他必要と思われること・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 市域を対象とした社会教育推進事業について・・・・ 6
- 6 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1 はじめに

公民館は、これまで地域における社会教育活動の拠点施設として、地域住民にとって、もっとも身近な学習や交流の場として大きな役割を果たしてきました。今日においても、地域住民や学校等と連携を図りながら、それぞれの地域性を活かし、多種多様な事業の取組が行われています。

近年、少子高齢化、共働き世帯や高齢者の単身世帯の増加など世帯構成の変化に伴い、地域での人間関係の希薄化が顕著となり、地域のつながりが弱まってきているなかで、市民ニーズは多種多様化してきています。他方、公民館で開催されている講座については、これまで教養・趣味に関する学習内容が多くを占め、参加者が特定の世代や分野に偏る傾向にあります。

こうしたことから、公民館に求められる役割や機能について見直しが必要となっており、社会の要請に的確に対応し、多世代の地域住民が集える、まちづくりの中心的な拠点へと発展することが求められています。

今年度の社会教育委員会議では、「協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館のあり方について」をテーマとし、議論を重ね、意見をまとめました。

2 協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館について

これまでの公民館は多くの市民に対する学習の場や機会を提供してきましたが、「1 はじめに」で述べたように社会の変化に伴い、市民ニーズが多種多様化しています。

これからの公民館により一層求められるのは、市民が必要とする生活課題解決のための学習活動を支援する施設であるとともに、市民をつなぐ地域づくりの拠点施設であることです。

そのための今後の公民館運営については、次のような意見がありました。

- ・公民館に「地域のプロデューサー」と「地域のコーディネーター」になりうる人材を置く。(必ずしも市の職員や有給の職員である必要はない)
- ・学区、地区版の「ゆうゆうびとバンク※」「シルバー人材バンク」を作成し、地域での学び合い、助け合いを活発化させたり、サポーターとして、事業の実施や施設の維持管理（庭や花の世話など）に協力してくれる人を公募する。(高齢者だけでなく、学生や子どもたちにも参加を呼びかける。)
- ・公民館職員には新しいメディアを活用する力、地域のニーズをとらえ、住民と協働で事業を企画し運営できる力が必要とされるため、公民館職員も一市民として自治会や町内会の仕事、あるいはサークル活動の役員などを経験することも必要。

※ゆうゆうびとバンク…様々な場所での学習機会の広がりによって増えてきた、学習の成果を生かしたいと望む人に対して、学習の指導だけでなく学習が多様化し深まるように広く支援・交流・援助を行うために市が設けている人材登録制度。

今後の公民館については、市民が主体となって、地域のまちづくりや課題などをテーマにした取り組みを行うとともに、住民にとって活動しやすい地域コミュニティの中心的な拠点となるよう、これまで培ってきた資源を生かしながら、協働のまちづくりを意識した新たな方向へ名称も含めて変化していくことが期待されます。

3 協働のまちづくりを進めるうえで、今後必要な講座や事業等について

公民館の現状を十分に把握するため、公民館に関する資料や事業報告書の確認、各公民館に対してアンケート調査や現地調査(職員への聞き取り)を行いました。その結果、今後の公民館の講座や事業は、地域の課題解決や地域住民の交流、防災、子育てなどの現代的課題に的確に対応したものに取り組んでいく必要があります。また、公民館が様々な世代や立場にある地域住民が集い、交流できるような機能を持つ施設を目指す必要があるという結論に至りました。具体的には、次のとおりですが、講座名やその内容は委員から出された意見を列挙しています。

【まちづくり関係】

- ・「まちづくりの担い手育成」講座
- ・まちづくり協議会が健全に持続していくために必要な知識やノウハウを学ぶ。
- ・自治体サービスと地域活動の関わり方講座

【地域の課題解決関係】

- ・「地域課題解決事例講座」
〔 市民と公民館職員が一緒になって、地域の課題を解決した事例を紹介したり、行政のサポート機能はどんなものがあるかについて学ぶ。 〕
- ・冠婚葬祭にみる地域の希薄化対策講座
- ・「地域医療」「地域福祉」「在宅看取り」に関するフォーラムの実施

【地域住民の交流関係】

- ・「お互いを知ろうポットラック」事業
〔 社会教育関係団体や公民館利用者同士、その他にも地域の方が一堂に集う交流会を、参加者が料理を1品ずつ持ち寄るポットラック形式等で行う。 〕
- ・転入者(学生を含む)を歓迎する事業
- ・地域の留学生との文化交流事業
- ・地域住民の「私の研究発表」事業や「私が学んできたことの伝承」事業
- ・さまざまな世代間や、他地域からの転入住民と長年同地域で生活している住民との交流が図れる講座

【防災関係】

- ・「被災地となったとき、私の地域はどうなる？について考えよう」講座（事業）
〔 地域や個人でできることと、できないことを予め知っておき、さらにその情報を共有することを目的としたもの。 〕

【地域の伝統、歴史関係】

- ・地域の文化や伝統の継承（例：三世代で楽しむ伝承遊び体験講座）につながるもの。
- ・転入者や学生などが、地域の概要や地理的・歴史的・文化的なことなどを地域住民から学ぶ。

【子育て関係】

- ・高齢者と子育て中の親との交流事業
〔 高齢者が料理を教えたり、子どもへの読み聞かせなどの子育て支援を行う。 〕
- ・未就園児の行き場づくりとしての子育て支援事業
- ・子どもと親、子どもと地域の人が共に触れ合って学べる講座
〔 (例) ヨガ、英会話、ベビービクス、星座教室、通学合宿、民謡教室、和太鼓、地域のマップ作りなど 〕

【文化・情報関係】

- ・「本物の俳句（句会）、お茶会を学ぶ」講座
〔 句会の体験、茶道の歴史を学び茶室でお茶をたてるなどの体験をする。 〕
- ・自分のパソコン持ち込んで、若者から教わる機会をつくる。
- ・IT講座
(テーマ)
〔
 - 公民館や草津市のホームページを見ることや調べたい事柄を検索する。
 - インターネットでイベントや施設利用などの申込み、コメントを書く。
 - 市や県が行っている防災や犯罪等の通知メール等を受信設定する。
 - Facebook（フェイスブック）、twitter（ツイッター）など SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を使う。〕

【その他】

- ・地域の組織を知る講座
〔 住んでいる地域の町内会や子ども会などの団体を知る。 〕
- ・休日や夏休み中に子どもや若者対象の講座やイベント等を実施する。
- ・地域の医療や福祉に関する講座

4 その他必要と思われること

公民館の講座や事業、運営以外に、現状の施設の課題等についても意見がありました。この中には、すぐに実現するには困難で検討が必要な意見もありますが、今後の施設には必要な視点だと考え、意見を列挙しています。

【施設関係】

- ・インターネット（WiFi等）接続環境を整える。
- ・各部屋のドアや窓ガラスを透明にし、活動内容をわかりやすくする。

【情報発信関係】

- ・紙面での情報発信に加え、学生や地域のボランティアの協力を得ながらFacebookの活用や、公民館の事業や講座のスケジュールをインターネット掲載するなど、電子媒体での情報発信の充実を図る。また、さまざまなリンク先から市民が情報を得られるようなシステムづくりを目指す。
- ・公民館の位置図、交通アクセスを、さまざまな媒体で紹介したり、公民館事業の活動や職員の顔写真付きの自己紹介などをホームページに掲載し、より親しみやすく、気軽に行ける施設にする。

【その他】

- ・指定管理制度の導入や公民館の建物とコンビニ等の民間施設を一体化するなどを検討する。
- 〔 貸館業務、ゴミ袋の配布、各種証明書の発行などをコンビニなどに委託し経費節減と利便性向上に繋げる。 〕
- ・貸し館の予約をインターネットで行えるようにし、使用料は、ネット決済ができるようにする。
- ・公民館で血圧や生活習慣病予防に関する簡易検診装置を設置

5 市域を対象とした社会教育推進事業について

社会教育は各地域の特色を生かした事業の推進以外に、全市的に推進していくべきものがあります。その点について列挙しています。

【文化事業関係】

- ・さまざまな文化や芸術の「本物を学ぶ」という講座
- ・市民主導で行う「企画展」
- ・各地で行われている文化イベントについて、学び研究する事業
- ・草津市の伝統文化や産業に関する講座を開き、地域愛を育む。
- ・各公民館と草津アマカホール等の文化施設とが連携した文化事業の実施
- ・若者を対象とした事業

【その他】

- ・県や市の国際交流協会、JICA等と連携して、多文化共生の研修会の開催
- ・高齢者の生涯学習活動への意欲を触発するような事業を実施し、参加者は地域で活動してもらうよう促す。
- ・医療関係、商業関係、エネルギー関係の学習事業

6 おわりに

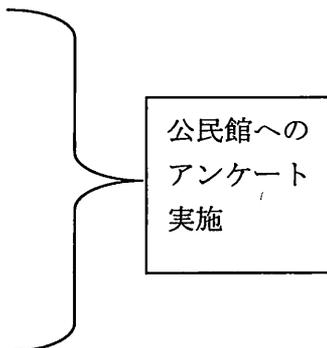
東日本大震災以降、全国的に「まちづくり」の重要性と、その拠点の必要性が唱えられています。「まちづくり」は教育・学習以外にも、環境・福祉・防災など地域課題を考えるうえでのキーワードになっています。

これまではこうした分野のサービスは行政が中心となって担ってきましたが、少子・高齢化の進展や生産年齢人口の減少等により財政構造が硬直化する一方で、地域のつながりの希薄化とともに、市民ニーズは多様化しており、行政のみで対応することがより困難になってきました。

そのような中で、今後ますます地域と市がお互いに知恵を出し合い、力を合わせてまちづくりを進めていく必要があることから、本市においては「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもと、各学区・地区においてまちづくり協議会が設立され、市民主導によるまちづくりの動きが今後更に活発化していくものと思われま

す。地域ごとのさまざまな課題が多くある中であって、今後の公民館は、地域での学びやさまざまな活動を通して、地域課題の解決や住民どうしの交流を行う、コミュニティ施設として再生し、市民が主体となり運営されていくことを期待します。

協 議 経 過

- 平成24年 7月31日 ○第1回草津市社会教育委員会議
「協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館のあり方について」をテーマとすることを決定
- 平成24年 8月30日 ○第2回草津市社会教育委員会議
・審議の進め方について検討
・公民館に対してアンケートをとることを決定
- 平成24年10月 2日 ○第3回草津市社会教育委員会議
公民館へのアンケート項目を決定
- 平成24年11月 7日 ○矢倉市民センター（公民館）
へ出向き現地調査
- 平成24年11月 8日 ○南笠東市民センター（公民館）
へ出向き現地調査
- 平成24年11月13日 ○第4回草津市社会教育委員会議
・調査結果を受けて今後の公民館（市民センター）のあり方について検討
・各委員へのアンケート実施を決定
- 平成24年12月25日 ○第5回草津市社会教育委員会議
・委員へのアンケート結果と今後の公民館（市民センター）のあり方についての検討
・「まとめ」の作成方法を決定
- 平成25年 2月22日 ○第6回草津市社会教育委員会議
・「まとめ」の原案確認
- 平成25年 3月22日 ○「まとめ」の完成
- 
- 公民館へのアンケート実施

草津市社会教育委員名簿

任期：平成24年6月29日～平成26年6月28日

氏名	役職等	備考	区分
宇野 和子	渋川小学校校長		学校教育
磯部 克代	草津市21世紀文化芸術推進協議会運営委員		社会教育
堀竹 善子	公募		
山本 進	公募		
丸山 和子	草津市子ども会指導者連絡協議会事務局長		
吉田 鐘子	部落解放草津市協議会		
松村 良司	滋賀県青年海外協力協会副会長		
中西 まり子	ゆうネットくさつサポーターの会 市国際交流協会副会長	副委員長	
服部 正司	老上学区地域協働合校推進委員会会長		
檀原 弘行	玉川学区自主防災研究会代表	委員長	
森田 紀美	草津市男女共同参画市民会議		
堀江 尚子	英語育児サークル代表		家庭教育
中田 幸恵	草津市PTA連絡協議会会長		学識経験者
四方 利明	立命館大学 経済学部 准教授		
木村 清	元草津市生涯学習課長、中央公民館長		

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
グランドピアノフルカバー	1	16,800	16,800	草津市南笠東4-4-1	平成25年	南笠東小学校
ピアノ専用椅子	1	26,250	26,250	南笠東小学校PTA	3月19日	
小計			43,050			
ジャノメシン	3	48,123	144,369	草津市山寺町106-2	平成25年	志津小学校
地球儀	5	16,360	81,800	志津郷土クラブ	3月27日	
日本地図・世界地図(3枚入り)	11	4,200	46,200			
小計			272,369			
合計			315,419			

草津市立小中学校における学校問題対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 草津市立小中学校の教職員および外部指導者（以下「教職員等」という。）による児童生徒への体罰事案（体罰の疑いのあるものを含む。以下同じ。）、草津市立小中学校におけるいじめ事案（いじめの疑いのあるものを含む。以下同じ。）等の問題（以下これらを「学校問題」という。）、重大な学校問題の実態を正確かつ迅速に把握し早期解決を図るとともに、それらを未然に防止するため、各草津市立小中学校に学校問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校問題の把握および調査
- (2) 学校問題の相談
- (3) 学校問題の市教育委員会への報告
- (4) 学校問題の防止研修の実施
- (5) その他学校問題の未然防止および早期解決に関する必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 校長
- (2) 教頭
- (3) 主幹教諭
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長は、校長をもって充てる。
- 4 副委員長は、教頭をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、重大な学校問題の調査において、必要があるときは、会議に教職員等、児童生徒その他の関係者の出席を求め、意見または説明を聴くものとする。

- 2 委員会は、校内の各関係部会および養護教諭その他の関係者と連携を図るものとする。

(重大な学校問題の報告)

第7条 重大な学校問題を認知し、または児童生徒もしくは保護者から体罰およびいじめ等の被害の訴えを受けた教職員等は、その事実を委員会に報告しなければならない。

(市学校問題サポートチームへの相談)

第8条 委員会は、重大な学校問題が発生した場合、市教育委員会と協議し、その指導の下、速やかに市学校問題サポートチームの指導助言を受けるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。